

平成 21 年 10 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社MAGねっとホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 大島 嘉仁  
(JASDAQ コード 8073)  
問 合 せ 先 取締役 吉田 智大  
(TEL 03-5643-0620)

## 訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 18 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました、株式会社カーチスホールディングス（以下、「カーチス」といいます。）が提起した訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）に係る訴状の送達を平成 21 年 10 月 5 日付にて受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟を提起した者

- (1) 商 号 株式会社カーチスホールディングス
- (2) 本店所在地 東京都千代田区九段南 4 丁目 2 番地 11 号
- (3) 代 表 者 代表取締役 阿久津 好三

#### 2. 当該訴訟の内容

##### (1) 訴訟の内容

当社は、原告カーチスの平成 21 年 1 月 23 日付準金銭消費貸借契約に基づく合同会社白虎（以下、「白虎」といいます。）に対する貸付金 10 億円（以下、「当該貸付金」といいます。）について、連帯保証を行っておりました。

しかしながら、平成 21 年 4 月 17 日にカーチス社は白虎および当社に対して、当該貸付金の支払を求める訴訟（以下、「前回訴訟」といいます。）を提起し、平成 21 年 5 月 10 日に株式会社 IOMA BOND INVESTMENT（以下、「IOMA BOND INVESTMENT」といいます。）がカーチスに対して不動産（以下、「当該不動産」といいます。）を担保提供し、当該不動産を代物弁済に切り替えることで当社の連帯保証は解除され、当該不動産評価額が最低 10 億円以上ではない場合、10 億円より当該不動産評価額を差し引いた額の限度で、当社の連帯保証が継続する旨の和解（以下、「前回和解」といいます。）が、カーチス、白虎、IOMA BOND INVESTMENT の 3 社間で締結され、前回訴訟は取り下げられております。

ところが、カーチスは当該不動産の担保価値が 0 円であるのに 10 億円あるいは少なくともある程度存在すると誤信した結果、和解したものであることから、錯誤により無効であると本件訴訟において主張し、白虎及び当社に対して 10 億円およびこれに対する利息金、ならびに当該不動産に係る登記費用の支払を求めるものであります。

## (2) 請求額

合計金 10 億 1194 万 5911 円およびうち金 10 億円に対する平成 21 年 8 月 1 日から支払済みまで年 21.9%の割合による金員の支払を求めるものです。

## 3. 今後の見通し

当社といたしましては、カーチスは、前回和解において当然に、当該不動産に関する鑑定書およびその他書類について十分に検討を行い、更に、不動産評価についてもカーチスおよび白虎、I O M A B O N D I N V E S T M E N Tにて相互に確認した上で和解しているものと考えております。

また、カーチスの開示した平成 21 年 9 月 18 日付「合同会社白虎および株式会社MAGねっとホールディングスに対する訴訟の提起に関するお知らせ」においても、「本件貸付金については、有価証券及び不動産の担保等によって十分な保全が図られており、貸倒損失の危険性が少ないと認識している」と記載されており、カーチスにおいて当該不動産の評価が 0 であると考えられていることは読み取れません。

以上に加え、前回和解から約 5 ヶ月経過した現在になって本件訴訟を提起したことについて、当社はカーチスに対して不信感を抱いており、法廷の場において争う方針です。

なお、現時点において、当社の業績への影響は不明であり、確定次第、お知らせいたします。

以 上